

会 議 録

会 議 名	第2回大紀町指定管理者選定審議会		
開 催 日	平成18年5月10日(水)	場 所	大紀町議会棟小会議室
時 間	午後7時00分～午後9時25分		
出 席 者	<p>【委 員】 松本圭史、北村徳郎、山添裕康、糸川公孝、江尻幸雄、生駒長義 西村太三郎、堀江清（10名中8名出席） ※欠席者 藤原徳子 ※除斥 田中昭一郎</p> <p>【事務局】 小山敬三、西村周英、小倉寿章、中井克実</p> <p>【施設担当課】 中世古満規（商工観光課）</p>		
事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 運用指針・候補者選定要領について 2. 「ふれあいの里」指定管理者募集要項・仕様書等の検討について 3. その他 		
概 要	別紙のとおり		

【概 要】

1. 委員長あいさつ

2. 事務局より報告

事務局：採決の前に本日の審議会の出席委員8名、欠席1名、除斥1名であります。選定審議会条例第6条により選定審議会は成立しますことを報告します。

3. 議事概要

① 運用指針・候補者選定要領について

◇ 事務局より運用指針の説明があり、委員長補足説明の後、委員から質問意見があった。

《意見の要旨》

委員：P9の(3)公募せずに指定管理候補者を選定する場合の取り扱いの中で、「施設管理上緊急に指定を行う必要がある場合」とあるがどのような場合のことを言うのか？

委員長：一連の流れの中で、仮に公募だとすると公募期間というのが3週間から1ヶ月くらい必要でそれまでには説明会を開催します。説明会を開催して1ヶ月くらいの間に締め切って、締め切った後審議会を開きます。

今回審議いただくふれあいの里については9月1日の期限までに指定管理者に移行するとなると6月定例会にて議決が必要ですので「施設の事業内容によって、事業継続性の観点や現受託団体の実績等から現受託団体を指定管理者として指定することが適当であると認められる場合」が活かされることにより「施設管理上緊急に指定を行う必要がある場合」が適用されます。

委員：商工会に指定管理者としていざ受けてもらうとすると現在、商工会が行っているように商工会が他の人に頼むことは可能なのか。

委員長：まるなげはできない。法的な保守保安点検等の委託はできるが、再委託は禁止であります。

委員：自主事業の部分だけをまかせてもよいか。

委員長：可能ではありますが、肝心な管理業務は誰がするのかということになってきます。

委員：我々は管理業務のことを考えればよいのですね。

委員長：そのとおりです。

ここで運用指針についてみなさんどうでしょうか。

委員長：では、この運用指針に賛成の方、挙手をお願いします。

～全員挙手～（運用指針の承認）

◇ 事務局より選定要領の説明があり、委員長補足説明の後、委員から質問意見があった。

《意見の要旨》

委員：評価表で委員が評価点を付けるのに評価する資料等はあるのか。

委員長：申請者により申請書が提出されプレゼンをして委員に審査していただきます。

委員：評価表の掛け率は物件によって変動するのか。

委員長：そのとおりです。

委員：今回のような一社でも評価点が合格点に満たない場合は指定管理者に採用できないのか。

委員長：合格点に満たなくても実際、審議会には採用決定の拘束力がないので、最終的に町長が判断し議会で議決されれば採用できないことはありません。

委員：議会には評価点数はあがるのか。

委員長：あがります。

委員：評価した人の名前がでるのが心配です。

委員：申請者毎に集計されて結果は出ますが、各委員の名前やその採点結果はでません。

委員長：それでは、選定要領で質問・意見ができましたが、この選定要領に賛成の方挙手をお願いします。

～全員挙手～（選定要領の承認）

②. 「ふれあいの里」指定管理者募集要項・仕様書等の検討について

◇ 施設所管課から募集要項の説明があり、委員長がはかったところ委員から質問・意見があった。

《意見の要旨》

委員長：P 1 1、1 2の「Ⅲ選定の方法及び基準」6、7を重点的に協議をお願いします。

委員：P 1 2の7の⑥「提出書類提出後に事業計画の内容を変更した場合」とはどういった場合ですか。

委員長：申請書の提出期限をすぎた場合、事業計画の変更はできません。

委員：P 8のⅡの1の②「大紀町内に主たる事務所及び事業所を有する法人等であること。」とあるが、募集要項では応募資格等記載されているので、大紀町内という地域指定を削除してはどうか。

委員：3年後新たに募集する時のことを考えると、町内に限定すれば業者も少なく募集しても応募がないということも懸念され、広く求めるという趣旨で、最初から地域指定を削除しておいたほうがよいと思います。

委員長：ふれあいの里としては地域指定がいいか、将来展望の混乱を配慮して地域指定を削除するのがいいのかですが、地域指定を削除したほうがいい

という方、挙手をお願いします。

～全員挙手～

委員長：では、募集要項では地域指定を削除し、他は原案どおりとしますがよろしいですか。(募集要項承認)

◇ 施設管理課から仕様書及びふれあいの里の概要説明があり、その後委員から質問・意見があった。

《意見の要旨》

委員：審議会の資料は遅くとも3日前位までに配布して頂きたい。

委員：修繕費は協定の内容に記載されるのか。というのはグリーンパークはその都度双方協議しているということを知ったことがあるのですが、その点整合性はとれるのか。

委員長：原則は仕様書P5(5)修繕費の負担区分の内容で行います。基準価格についてはいかがですか。

委員：基準価格は仕様書に記載されるのか。

委員長：仕様書には記載されません。あくまでこちらの資料でありますので、基本的に基準価格の設定はありますとの内容は入れますが、申請者には掲示しません。

委員：P1の3(1)①カ「近隣地区住民の積極的な雇用を図ること」の近隣地区住民とは大紀町内の住民のことをいうのか。また、P3の⑤保安警備業務とあるが、警備保障に入っているのか。

所管課：警備保障には加入していません。

委員：近隣地区住民とは場所的に大台町の大ヶ所も近隣地区となるので町内住民と限定してはいかがでしょうか。

委員長：このようなご意見がでましたので、近隣地区住民を町内住民と修正させていただきますというのでしょうか。

各委員：賛成

委員：基準価格が管理委託料をこえるというのは何か変ではないのか。

所管課：この基準価格は管理委託費に町が直接支払いしている土地借地料やもろもろ加えた額です。

委員長：あと、P3の4経費に関する事項の経費を収支に変更ことに異議ありませんか。

各委員：異議なし

委員長：基準価格は管理委託費を下回ることが普通です。基準価格等のところは次回の審議、その他仕様書につきましては、これで承認をいただくということでしょうか。

～全員挙手～ (仕様書承認)

③. その他

◇ 事務局より次回審議会予定の提案。

事務局：5月26日(金)午後5時に申請書類を締め切り、申請書のコピーを各委員に届けます。5月30日(火)午後7時から審議会を開き、同日午後7時30分から商工会のプレゼンを行い、その後審査を進めるという予定ですのでよろしくお願いします。